

適用業務における申請書類について(新規認定)

※1 国民健康保険加入の場合は、国民健康保険証のコピーを添付してください。 (ただし被保険者の入社に伴う扶養申請の場合は、提出不要) ※2 年金未受給の方は、その旨を「認定届」にご記入ください。 ※3 雇用保険の書類の入手に時間がかかる場合は、先に念書をご提出ください。 ※4 手当金の受給権を放棄した場合は、「不支給決定書」の提出が必要です。	戸籍謄本	住民票	所得証明書 (課税証明書)	雇用契約書 (給与見込額証明書)	源泉徴収票 (退職時のもの)	年金振込通知書	雇用保険受給資格者証	雇用保険受給延長通知書	離職票1・2本通	健康保険資格喪失証明書※1	確定申告書および収支内訳書	その他の書類
入手先		市町村		現職場	前職場		ハローワーク		前加入健保		市町村	

夫婦共同扶養の添付書類は別紙参照

退職以外の理由による申請

1. 60歳未満の場合												
4年前からパート収入がない場合	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
現在パート収入がある場合	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-
4年以内にパート収入があった場合	○	○	○	-	○	-	①			○	-	-
子の申請												
出生・学生	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	②
学生以外	○	○	○	※5 働いている場合はご提出ください。								
2. 60歳以上の場合 ※2												
現在、パート収入と年金収入がある場合	○	○	○	○	-	写	-	-	-	○	-	-
4年前から収入がなく、現在は年金収入のみ	○	○	○	-	-	写	-	-	-	○	-	-
4年以内にパート収入があったが、現在は年金収入のみ	○	○	○	-	○	写	①			○	-	-
3. 社員からパートに変更した場合 (雇用条件変更による健康保険喪失)	○	○	○	○	-	-	③			○	-	-
4. 事業収入、雑収入等その他収入がある場合	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	写	④
5. 自営業を廃業した場合	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	写	⑤

退職による申請

6. 雇用保険受給終了	○	○	○	-	-	-	写	-	-	○	-	-
7. 雇用保険を受給しない ※3	○	○	○	-	-	-	-	-	⑥	○	-	-
8. 雇用保険を受給中	○	○	○	-	-	-	写	-	-	○	-	-
9. 雇用保険を受給予定 ※3	○	○	○	-	-	-	写	-	-	○	-	-
10. 雇用保険の受給を延長する ※3	○	○	○	-	-	-	-	写	-	○	-	-
11. 雇用保険の受給中に働き始めた	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-
12. 雇用保険の受給延長中に働き始めた	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-
13. 雇用保険の受給終了後に働き始めた	○	○	○	○	-	-	写	-	-	○	-	-
14. 雇用保険に未加入だった	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-
15. 任意継続保険に加入していた場合	○	○	○	-	○	-	③			○	-	-
16. 傷病手当金・出産手当金を受給中、 または手続き中の場合 ※4	○	○	○	-	○	-	③			○	-	⑦

親の申請

収入の状況により1~16参照

⑧

その他の状況

内縁関係の場合(同居の場合のみ)	⑨	⑩	○	収入の状況により上記1~16項を参照								⑪
配偶者が外国籍の場合	⑫	⑩	⑬									⑭
身障者手帳を所持している場合	○	○	○									⑮
別居している場合	○	○	○									⑯
任意継続被保険者の配偶者	○	○	○									⑰

- ① 雇用保険に加入していた場合は「退職による申請6~10」参照
- ② 在学証明書(留年・留学の場合に限る)
- ③ 「退職による申請6~10」参照(引き続き雇用保険加入の場合は添付書類不要)
- ④ 状況により帳簿書類等が必要となるケースあり
- ⑤ 廃業証明書(税務署発行)
- ⑥ 離職票1、2の本通または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書本通
- ⑦ 支給決定通知書
- ⑧ これまでの職歴(年金支給の有無を確認)※年金を受給していれば、2に相当

- ⑨ 戸籍謄本(双方の世帯全員分)
- ⑩ 住民票(世帯全員)
- ⑪ その他の書類が必要となるケースあり
- ⑫ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- ⑬ 所得証明書(前年まで国外居住の場合は不要)
- ⑭ 在留カード両面コピー
- ⑮ 身障者手帳、医療受給者証、障害年金振込通知書等のコピー
- ⑯ 金融機関発行の振込明細票